

## 制度概要

<b>伴走支援型特別保証（略称:伴走特別）</b>																																		
目 的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ること																																	
資 格 要 件	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（以下「セーフティネット4号」という。）の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること（注1） (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（以下「セーフティネット5号」という。）の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること（注1） ① 売上高等減少率が15%以上であること ② 売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること (3) 次のいずれかに該当すること（注1）（注2） ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること 注1: 保険法第3条の3の規程による特別小口保険にかかる保証を除く。 注2: 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。																																	
対 象 資 金	経営の安定に必要な事業資金とする																																	
保 証 条 件	保証限度額	<b>10,000万円（ただし、「県伴走特別」と合算で10,000万円以内）</b>																																
	保証期間	一括返済の場合1年以内 分割返済の場合10年以内（据置期間は5年以内）																																
	返済方法	一括返済 又は 分割返済																																
	貸付形式	証書貸付、手形貸付																																
	担保	必要に応じて徴求する																																
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない																																
貸付利率	金融機関所定利率																																	
保 証 料 率	基準料率	資格要件の(1)及び(2)については借入金額に対し0.85% （「経営者保証免除対応」を適用する場合は1.05%） 資格要件の(3)については借入金額に対し次の表に定める料率を適用する <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">料 率 (%)</td> <td>—</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>経営者保証免除対応を適用する場合</td> <td>2.10%</td> <td>1.95%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.20%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.65%</td> </tr> </tbody> </table>	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率 (%)	—	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	経営者保証免除対応を適用する場合	2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%
	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
	料 率 (%)	—	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																							
経営者保証免除対応を適用する場合		2.10%	1.95%	1.75%	1.55%	1.35%	1.20%	1.00%	0.80%	0.65%																								
適用料率	物的担保の提供による有担保割引及び会計参与設置会社である場合の会計割は適用されない																																	
保証料補助	資格要件の(1)及び(2)については0.65%に相当する額を国が補助する （「経営者保証免除対応」を適用する場合は0.85%を国が補助する。） 資格要件の(3)については次の表に定める料率に相当する額を国が補助する <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補 助 (%)</td> <td>—</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>経営者保証免除対応を適用する場合</td> <td>0.95%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	補 助 (%)	—	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%	経営者保証免除対応を適用する場合	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%	
区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																								
補 助 (%)	—	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%																								
	経営者保証免除対応を適用する場合	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%																								
責 任 共 有	①セーフティネット保証4号を利用する場合は責任共有制度の対象外 ②セーフティネット保証5号を利用する場合は取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																																	
申 込 時 添 付 書 類	①セーフティネット保証4号又は5号の規定に基づく市町長の認定書 ②本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除対応確認書」 ③経営行動計画書 ④売上高減少要件確認書 ⑤その他協会が必要とする書類																																	
経 営 行 動 計 画 書	経営行動計画書は以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 ① 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする ② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項																																	
金 融 機 関 の 責 務	①原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けること ②中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うこと ③原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告すること。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする																																	
留 意 事 項	●令和3年4月1日から令和5年3月31日までに保証申込を受け付けたものに限る ●次の①及び②を満たす場合、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて直近の決算資産超過であること ②直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない																																	
実 施 日	令和3年4月1日 創設 <b>（令和 4年10月 1日 最終改正）</b>																																	